

大

参考2

写

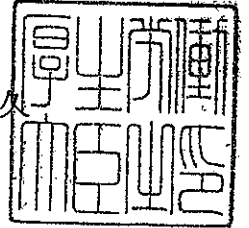
厚生労働省発基1209第6号

平成27年12月9日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 介護補償給付及び介護給付の限度額等の引上げ

一 常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額十万四千九百五十円（現行十万四千五百七十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万七千三十円（現行五万六千七百九十円）に改めること。

二 随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がその額を超えるときに支給する限度額を、月額五万二千四百八十円（現行五万二千二百九十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であつて、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千五百二十円（現行二万八千四百円）に改めること。

第二 介護料の引上げ

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受けている者

であつて常時介護を必要とするものに支給する介護料の額を、介護の程度に応じて月額五万七千三十円、四万二千七百七十円又は二万八千五百二十円（現行五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円）に、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、介護の程度に応じて月額十萬四千九百五十円、七萬八千七百十円又は五萬二千四百八十円（現行十萬四千五百七十円、七萬八千四百三十円又は五萬二千二百九十円）に改めること。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十八年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）